

○特別研究期間制度規程施行細則

昭和48年9月7日
大学評議会決定
昭和48年9月13日
理事会承認

第1条 特別研究員になることを希望する者は、所定の様式による研究計画書を添えて所属学部長に申し出るものとする。

第2条 学部長は当該学部教授会の議を経て特別研究員の候補者若干名を選定し、次の事項を付して学長に推薦するものとする。

- 1 氏名
- 2 健康状態
- 3 研究の目的
- 4 研究に従事する場所
- 5 経費の見積
- 6 授業の処理方法
- 7 推薦の順位

第3条 [前条](#)に定める特別研究員候補者の選定に当たっては次の諸点に留意するものとする。

- 1 大学の授業計画に支障をきたさないこと。
- 2 同一授業科目又は同一系列の授業科目に偏しないようにすること。

第4条 学長は推薦された特別研究員候補者につき、学部長会の了解を得て7月末日までに特別研究員を決定するものとする。

第5条 研究期間1年の特別研究員は、原則として各学部1名を限度とする。

第6条 特別研究員には次の研究費を特別研究費として支給する。

- 1 研究期間1年の研究員 48万円
- 2 研究期間春学期又は秋学期の研究員 24万円
- 2 特別研究員には研究期間中職務手当及び交通費補助金を支給しない。ただし、所属長が認めた公務のため出勤したときは、交通費実費を支給する。

第7条 特別研究費の支出は別に定める手続による。

第8条 代替不能の研究演習など特に教授会の承認を得た学部又は専門職大学院の授業科目については研究期間中でも授業を担当することができるが、その授業時数は週4時間を限度とする。

- 2 特別研究員が授業を担当した場合は、超過担当手当及び交通費実費を支給する。

第9条 [特別研究期間制度規程第10条](#)に定める成果報告は公表するものとする。

第10条 特別研究員に関する事務は、研究推進社会連携機構事務部において取り扱うものとする。

附 則

- 1 この施行細則は、1973年(昭和48年)9月13日から施行する。
- 2 この施行細則は、1976年(昭和51年)4月1日から改正施行する。
- 3 この施行細則は、1978年(昭和53年)4月1日から改正施行する。
- 4 この施行細則は、1983年(昭和58年)4月1日から改正施行する。
- 5 この施行細則は、1992年(平成4年)4月1日から改正施行する。
- 6 この施行細則は、1994年(平成6年)4月1日から改正施行する。
- 7 この施行細則は、1995年(平成7年)4月1日から改正施行する。
- 8 この施行細則は、2002年(平成14年)4月1日から改正施行する。
- 9 この施行細則は、2004年(平成16年)4月1日から改正施行する。
- 10 この施行細則は、2006年(平成18年)3月10日から改正施行する。ただし、2007年度特別研究員から適用する。
- 11 この施行細則は、2007年(平成19年)4月1日から改正施行する。
- 12 この施行細則は、2013年(平成25年)4月1日から改正施行する。